

第3部

計画の内容

計画の目標と体系



第1章 男女共同参画に向けた意識改革

第2章 人権が尊重される社会の形成

第3章 男女共同参画の条件整備

第4章 計画の推進

計画の目標

男女が平等で共に参画するまちの実現

計画の基本理念

人権の尊重

大事なことを決
める場への参画

「女だから男だ
から」と決めつけた意識や慣習
の見直し

女性の性と生殖
に関する健康と
権利の尊重

家庭、仕事や活動
の場などの両立

国、県、他市町村
との連携
国際的理
解・協力

性別による権利
侵害の禁止



第1章 男女共同参画に向けた意識改革

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

現状と課題

男女共同参画社会の形成には、男女が対等なパートナーとして政策や方針決定の場に参画し、ともに責任を担うことが基本です。蕨市議会の女性議員は、平成15年12月現在20.1%（24人中5人）で、全国の市議会平均10.8%（平成14年12月現在）より高いものの、埼玉県の市議会平均の20.3%（平成14年12月現在）と同レベルの割合となっています。また、市の政策を決める場の一つとして各種審議会がありますが、市では平成8年「審議会等への女性の登用促進要綱」を定め、委員に女性を積極的に委嘱し、平成14年には、審議会における女性委員の割合は30%を越え、県内でも高レベルの数値を示すまでになりました。しかし「職」を指定するものや選挙によるものなど、未だに女性委員のいない行政委員会や審議会があるのも現状です。

地域活動においては、市内にある37町会のうち女性の町会長は一人もいない状況です。また、PTAにおいても、会長職に女性がいない状況がしばらく続きました。会長職に女性が一人も就いていない場合、連合組織である町会長連絡協議会やPTA連合会などの連合体へ女性の参画ができず、重要なことを決定する場へ女性の意見が反映されないということがあります。

また、市役所の全職員のうち女性職員が占める割合は、平成15年4月1日現在40.5%と県内市町村平均の36.1%よりも高いにもかかわらず、課長級以上の役付き職員は12.3%、係長級以上の役付き職員は14.0%で、行政推進にあたって女性職員が決定の場に参加するという状況が少ないので現状です。

今後、政策や方針決定の場に女性の参画を拡大していくために、引き続き、市が審議会委員や市職員へ、女性の登用を促進するための目標を立て、積極的格差是正措置を行うなど率先してまちづくりに女性の参画を進めていくことと、女性が幅広い経験を積み、研修の機会も得て、能力を発揮できるように進めていくことが重要です。また各種団体、事業所などに男女共同参画社会の基本理念を浸透させ、理解を促し、社会的な気運を醸成していくこと、女性の人材に関する情報を収集、整備し提供していくことが必要です。

施 策

1 市における政策・方針決定過程への男女共同参画

（1）市の審議会等への女性参画の促進

市政の政策や方針決定の場が男女共同参画の基に成り立つように、市の審議会の委員に女性の参画を進める取り組みを行います。

*クオーター制 (Quota system)
選挙の立候補者や国の審議会の人数などで、男女の比率を偏りがないように、性別によって割り当てる制度のことで、不平等を是正するための方策として「割り当て制度」などといいます。

事業名	担当
女性委員の占める割合を10年後40%とするための登用促進	企画財政室
審議会等委員の公募枠の設定による女性参画の促進	
推薦団体への協力要請・意識啓発	
審議会委員等への参画状況の公表	
審議会委員選考や充て職の見直し、*クオーター制導入の研究	

(2) 行政内部の男女共同参画の促進

男女共同参画のまちづくりとして、また男女共同参画モデル事業所としての市役所の実現を目指して、女性の職域の拡大や管理職への登用を進めます。

管理職をはじめとする職員への意識啓発 積極的格差は正措置についての啓発・研修の充実	総務課 企画財政室
女性職員の職域の拡大と女性登用の推進	総務課
男性市職員の育児休業取得についての奨励	企画財政室

2 事業所・各種団体への協力要請、社会的気運の醸成

(1) 事業所・各種団体への協力要請

積極的格差は正措置をはじめとする女性の登用についての啓発を事業所や各種団体へ行い、社会的気運の情勢を図ります。

積極的格差は正措置の普及啓発 市内事業所・市登録業者、各種団体への普及啓発	企画財政室 商工生活課
市補助金交付団体への協力要請	企画財政室

(2) 意識啓発事業の推進

男女共同参画の考え方方が広がり、生活に定着するように意識改革を促す啓発事業を行います。

男女平等・共同参画をテーマにした作品の募集	企画財政室
男女平等市民フォーラムなど市民の推進活動への支援	

3 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

(1) 人材の育成、関係団体等の育成・援助

女性の登用が進むように、市民団体と協力し人材の育成を行います。

女性指導者養成講座の充実	企画財政室
生涯学習人材バンクの充実	生涯学習課
女性関係団体の連携の強化	企画財政室 生涯学習課 公民館

地域婦人団体連絡協議会の育成	生涯学習課
女性指導者研修の充実	
蕨市男女平等推進市民会議への支援	企画財政室

(2) 人材情報の収集・整備・提供

女性の人材情報を収集、整備し、提供します。

女性の人材の把握と情報提供の充実	企画財政室 生涯学習課 公民館
------------------	-----------------------



▲女性指導者セミナー講演会（東公民館）



▲アサーティブネス トレーニング

※アサーティブネス トレーニング(Assertiveness training)
相手の権利を尊重しながら自分の考えや意見を率直に誠実に対等に伝達することができるように、学び練習することを意味します。

課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革

現状と課題

男女共同参画社会基本法や改正雇用機会均等法などの制定により、法律や制度の面の男女平等が整いつつあります。また、蕨市においても平成14年度から市立小・中学校で混合名簿が導入され、男女平等の意識が高まりつつあります。しかし、現実には、*ジェンダーと言われる社会的・文化的に形成された性別は、社会制度・慣習のなかに根強く残っており、無意識のうちに「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な性別役割分担をつくりだしています。

*ジェンダー (Gender)
男らしさ、女らしさといった社会的、文化的に形成された性別を「ジェンダー」と表現します。性別学的なセックス (Sex) とは区別して使われます。

*ジェンダーフリー
ジェンダーによって影響された意識や制度、慣習などに自分が気づき、各々が「男だから」や「女だから」に縛られない多様な価値観、選択肢をもち、個々人の人格や個性を尊重することをいいます。

平成12年度の「市民意識調査」の結果では、リーダーに女性が少ない理由として、「家庭、職場、地域における慣習」が24.2%と第2位の理由になっており、第1位の「家事を担っているので困難」35.1%とともに社会の慣習の根強さを指摘しています。この意識や慣習は、地域社会で実務や実働は女性が多く担っているにもかかわらず、「会長」などの代表職は男性がほとんど占めている状況をもたらし、政策・方針決定の場への女性の参画を妨げる一因になっています。

市では男女平等推進市民会議とともに「男女共同参画市民フォーラム」を実施し、男女平等啓発紙「パートナー」の発行等により男女平等・共同参画の啓発を行ってきました。しかしながら、若年層や男性など男女共同参画について関心の薄い層もあり、意識啓発を、一層充実をしていく必要があります。

今後とも、社会的・文化的に形成された性別は、決して固定的ではなく、男女ともに個性や能力を発揮できるように、*ジェンダーフリーの考え方を周知し、社会制度や慣習を見直していくことが必要です。また、男女共同参画の視点に立った統計情報の収集、整理を行い、提供していくことが必要です。

施 策

1 ジェンダーフリーの意識の浸透

- (1) 職場・家庭・地域における社会通念、慣習、制度などの見直し
女性も男性もジェンダーにとらわれず、様々な分野に参画していくかのように、職場や家庭、地域などの社会通念、慣習、制度の見直しを行います。

意識調査や実施調査等の把握	企画財政室
男女平等市民フォーラムなど市民が行う男女共同参画活動への支援	
若年層・関心の薄い層への啓発、新しい啓発方法の検討・実施	

広報・啓発活動推進	企画財政室
差別を許さない市民のつどいの開催	総務課 市民課 学校教育課 生涯学習課
人権教育指導者養成講座の開催	生涯学習課

(2) 男女共同参画の視点から施策や事業の見直し

市の刊行物などに男女共同参画を阻害する表現や事業などがないか見直し、男女共同参画の視点にたった表現ガイドを作成し、普及します。

男女共同参画の表現ガイドの作成	全庁 企画財政室
※ジェンダーフリーに立った全庁的な事業の見直し	
市職員への意識啓発	

※ジェンダー・ジェンダーフリー
—
23頁参照

2 男女共同参画の情報の収集、整備、提供

(1) 男女共同参画の情報の収集、整備、提供

男女共同参画の観点に立って統計情報をまとめ、公表します。また啓発紙や広報などを活用し、男女共同参画の情報の提供に努めます。

男女共同参画白書の刊行・公表	企画財政室
啓発紙「パートナー」等の発行	
「広報蕨」等の活用	秘書広報課 企画財政室
公民館報紙掲載の充実	公民館
男女共同参画関係図書の整備	企画財政室 市民課 図書館
女性史の掘り起こし	図書館

課題3 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

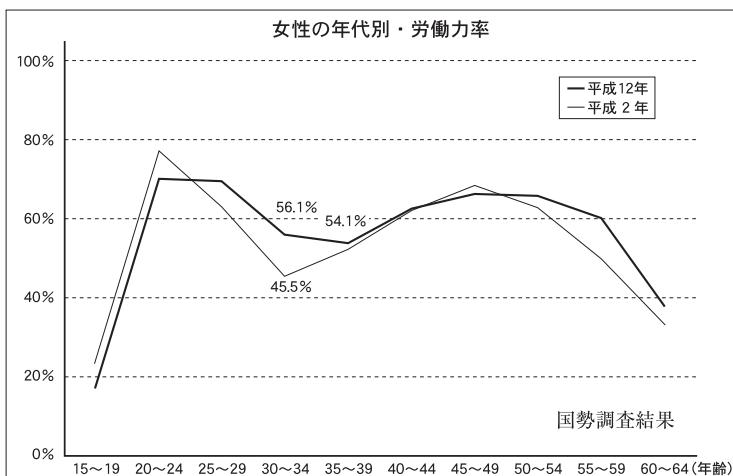
女性が経済的な自立を図ることは、男女共同参画社会を実現するには重要な課題であり、働く場での男女平等、男女共同参画を進めていく必要があります。

女性の労働力率を年代でみると、20歳代後半から30歳代半ばにかけて低下し、また40歳代になると上昇するというM字型労働を表しています。これは、出産・育児などにより継続性のある働き方が難しいこと、就業の場での性別による差別がいまだにあり、女性の能力を開発する機会が充分にないこと、また、主婦にとっては夫の扶養の範囲内で働いた方が実質的な収入が多くなるということなどが背景にあります。しかし、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの施行もあり、出産・育児期でも就業を継続する女性が増え、パートタイムや派遣労働、在宅就業、*NPOなど就業形態も多様化しています。

「男女雇用機会均等法」の基本理念である『女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むこと』を基に、「男女雇用機会均等法」の普及に努めるとともに、事業所における女性の活用を促す積極的格差是正措置についての理解を促進する必要があります。

また、子育て後に再就職を希望する女性への支援など、ライフスタイルや価値観に応じて多様な働き方に見合った就業環境の整備を進める必要があります。

さらに、雇用者の労働実態を把握するだけではなく、自営業などの家族経営の場において労働時間や報酬などの詳細な実態調査を行い、さまざまな就業の分野で男女共同参画が進むよう啓発や研究を行っていくことが必要です。



施 策

1 雇用の分野への男女平等の推進

(1) 法律制度の周知

市内事業所などへ「男女雇用機会均等法」をはじめとして、積極的格差是正措置の考え方を広め、雇用の分野で男女平等を高めます。

市内事業所・市登録業者、各種団体への普及啓発	企画財政室 商工生活課 公民館
「男女雇用機会均等法」などの法律の周知	
積極的格差是正措置の周知と事業所における促進	企画財政室 商工生活課

(2) 女性の就業への支援

多様化する女性の就業形態に見合う法律制度の周知、女性が生き生きと能力を發揮できるように職業能力の開発や向上に向けた取り組みの支援を行います。

パートタイム労働についての啓発	企画財政室
女性の積極的な雇用や再雇用制度の啓発	企画財政室 商工生活課
*ファミリーフレンドリー企業の周知	商工生活課
雇用機会の情報の提供や職業相談窓口の充実	商工生活課
職業能力開発や向上に向けた取り組みの支援	商工生活課 公民館
労働講座の開催や資格・技能取得を目指した学級・講座の充実	

2 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

(1) 多様な就業環境の整備

パートタイム労働や派遣労働、在宅勤務や*SOHO、*NPOなど多様化する女性の就業について、調査研究を進めます。

パートタイム労働法の周知	商工生活課
起業の支援	
育児・介護休業制度等の普及啓発	企画財政室 商工生活課
NPOへの支援	企画財政室
女性の労働に対する実態調査	

(2) 商工業などに携わる女性への支援

自営業主の家族従事者の実態を把握し、家族経営協定の研究を行います。

*家族経営協定の研究	企画財政室
自営業における家族従事者の実態把握	企画財政室 商工生活課

*ファミリーフレンドリー企業
仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業をいいます。厚生労働省では、その成果があがっている企業を、「ファミリー・フレンドリー企業」として表彰しています。

*SOHO (Small Office Home Office) の略で、主に、パソコンやネットワークを使い、自宅などで仕事を請け負う就業形態のこと指します。

*NPO
12ページ参照

*家族経営協定
家族経営をする農家などで、労働報酬、経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について、家族で話し合い、それぞれの役割分担や地位を明確にするものです。農林水産業だけでなく、いわゆる自営業、商工婦人の就業にも応用されることも期待されています。

課題4 男女平等を推進する教育・学習の充実

現状と課題

平成14年度から市立小・中学校全校で男女混合名簿が導入されました。これをきっかけに、一層男女平等教育が進められることが期待されていますが、平成13年度の「学校での男女平等・共同参画の実態調査」によると、“女子の方が男子よりも活発”と言われながらも、未だに女子の児童・生徒会長は小学校で28.6%、中学校では0%と少ないという結果が現れています。

家庭の中でも「男の子にはたくましく、女の子にはかわいらしく」育てたいという*ジェンダー意識が見られ、ジェンダーが小さいうちから刷り込まれているという指摘もあります。また、公民館を中心に人権に関する学級、講座が開催されていますが、平日の昼間の開講が多いので、成人男性の参加が少ないという傾向があります。

今後は、学校教育や幼稚園、保育園の保育のなかで性別によって育て方・接し方が異なっていないかどうか見直し、男女平等を進めていく意識を育てる必要があります。教育や保育に携わる職員への研修機会の充実などにより、*ジェンダーフリーの視点にたった教育の推進が必要です。

また、家庭や地域においても育て方、接し方、将来への期待を性によって変えていないか見直し、ジェンダーフリーの視点にたった家庭教育を進めていく必要があります。さらに、男女共同参画の意識を広く浸透させるために、特に広く一般向けの講座だけではなく、男性向けや若年層向けの講座だけを行うことも含めて、女性も男性もそれぞれの個性と能力を生かし、あらゆる分野に参画していくための生涯学習の充実が必要です。

施 策

1 ジェンダーフリーの家庭教育の促進

(1) 家庭教育に関する情報提供・相談体制の充実

男女共同参画の視点で家庭教育が行われるように、情報提供につとめ、相談体制の充実に努めます。

子育て相談の充実 家庭教育に関する情報提供・相談体制の充実	保育園 児童福祉課 福祉・児童センター 地域子育て支援センター 学校教育課 教育相談室
----------------------------------	--

家庭教育に関する情報提供の充実	企画財政室 学校教育課 生涯学習課 公民館
生涯学習情報紙の充実	生涯学習課

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

性別によって育てられ方や将来の期待が異ならないように、固定的性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の観点に立った家庭教育が行われるよう事業を推進します。

男女共同参画の視点に立った学校行事、PTA活動の推進	学校教育課 生涯学習課
青少年健全育成地区別懇談会の開催	生涯学習課
PTA研究協議会の開催	生涯学習課
家庭教育に関する学習の推進	生涯学習課 公民館
子育てに関する講演会の開催	福祉・児童センター

2 *ジェンダーフリーの視点に立った教育等の推進

(1) 保育園などのジェンダーフリー保育の推進

保育士などの研修を行い、性によって育て方、役割の与え方などを変えていかないかどうか見直し、ジェンダーフリーの取り組みを行います。

保育園におけるジェンダーフリーに関する取り組みの推進	児童福祉課
保育士や関係職員の研修の充実	保育園
児童館などの事業の見直し、施設関係者への意識啓発	福祉・児童センター

(2) 学校教育におけるジェンダーフリーの推進

学校教育における男女平等教育を進めます。またセクシャル・ハラスメントの防止対策を進め、教職員等の研修や小・中学生に啓発を行います。

ジェンダーフリーの視点にたった学校教育の推進	学校教育課
教職員への意識啓発、研修	
人権教育の充実	
道徳・特別活動の充実	
男女平等教育の充実	
進路指導手引書の活用	
保護者への啓発の充実	
*セクシャル・ハラスメントの防止対策	
教職員等の男女平等意識の醸成	企画財政室
小・中学生向けセクシャル・ハラスメントや*データ・バイオレンスなどを盛り込んだ啓発冊子の配布	

※ジェンダー、ジェンダーフリー
—
23ページ参照

※セクシャル・ハラスメント
データ・バイオレンス
10ページ参照

3 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

(1) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

男女共同参画の意識を広めるため、男女共同参画の学習機会を充実します。

男女共同参画に関する学習会の提供	企画財政室 生涯学習課 公民館
生涯学習センターの検討	生涯学習課
生涯学習情報サービスの充実	
生涯学習推進の市民組織の整備支援	
生涯学習推進の行政組織の整備充実	
学校開放講座の充実	
学級・講座等の充実	公民館 図書館
図書館活動の充実	図書館
託児付き学級・講座等の充実	生涯学習課
学びあいカレッジへの支援	公民館



▲男女共同参画の学習会（中央公民館にて）

第2章 人権が尊重される社会の形成

課題1 女性に対する暴力の根絶

現状と課題

女性への人権侵害の一つとして、女性に対する暴力があります。平成13年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が施行しました。本市の平成13年度市民意識調査結果では、25%が「殴られた（ことがある）」、44%が「大声で怒鳴られた（ことがある）」との回答があり、被害の大きいことがわかりました。しかし、その一方で女性に対する暴力について、社会の理解が未だ不十分なことなどから個人的問題や家庭内の問題として容認され、問題が潜在化しやすい傾向があります。

家庭内暴力、*セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、*ストーカー行為などを含む女性への暴力は、女性の心身を傷つける深刻な問題となっています。その背景として男女間の経済的格差の問題や上下関係といった今日の男女が置かれている社会的・構造的な問題であると認識することが大切です。

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など女性に向けられる人権侵害は、決して許されない行為です。女性の人権尊重に立って被害者の支援や警察などとの連携を進めていくこと、加害男性の問題解決に向けた取り組みや社会全般の意識啓発などによる暴力の防止、性同一性障害の方への配慮など人権を尊重する意識を高めていくことが必要です。

一方、高度情報通信社会の進展のなかで、映像や活字媒体に加えてインターネットなどでも性や暴力を扱った情報が氾濫しています。このような状況から青少年に対して青少年の健全育成を図り、お互いの性を尊重し、大切に思う意識啓発を行うことが必要です。

*セクシュアル・ハラスメント
10ページ参照

*ストーカー行為
10ページ参照

施 策

1 女性に対する暴力根絶の基盤づくり

(1) 被害者等への支援

*ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為などの被害者を支援し、女性に向けられる暴力をなくす社会を目指します。

*ドメスティック・バイオレンス
10ページ参照

用語解説

被害女性に対する支援	市民課 福祉総務課 児童福祉課
女性の心と生き方相談事業の充実	企画財政室 市民課 児童福祉課
教育、福祉等を含めた相談体制の充実	福祉総務課 児童福祉課 総合社会福祉センター 福祉・児童センター 保健センター 学校教育課
*ストーカー行為等の被害者相談など市民相談事業の充実	
住民基本台帳事務に係るストーカー行為等の被害者に対する改善	市民課

(2) 支援のネットワークの構築

被害者を支援するため、警察など関係機関との連携を進めます。

関係機関の連携 * ドメスティック・バイオレンス等関係機関連絡会議の設置 他機関の相談窓口などの情報提供の充実	企画財政室
---	-------

*ストーカー行為
10ページ参照

*ドメスティック・バイオレンス
10ページ参照



▲ストーカー行為等の被害者に対して住民基本台帳事務を改善(市役所にて)

2 女性に対する暴力根絶のための意識啓発

(1) 人権尊重の意識啓発

女性に向けられる暴力は、犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広めます。また性同一性障害の方へ配慮し、行政が発行する各種申請書や証明書への性別記載の見直しを行います。

加害男性側への問題解決 ※ドメスティック・バイオレンスや※セクシュアル・ハラスメントなどの研修会、意識啓発の充実	企画財政室 生涯学習課
行政が発行する各種申請書や証明書への性別記載の見直し	企画財政室
性的情報の氾濫の防止	生涯学習課

※ドメスティック・バイオレンス
10ページ参照

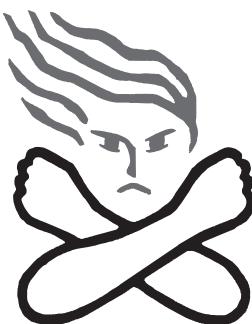
※セクシュアル・ハラスメント
10ページ参照

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止対策

雇用の分野などセクシュアル・ハラスメントを防止する取り組みを行います。

事業所へのセクシャル・ハラスメントの防止啓発活動	企画財政室 商工生活課
小・中学生向けセクシュアル・ハラスメントや※デート・バイオレンスなどを盛り込んだ啓発冊子の配布	企画財政室
セクシュアル・ハラスメントに関する講座・研修会の開催	公民館
小・中学校の相談体制の充実	学校教育課

※デート・バイオレンス
10ページ参照



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

現状と課題

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
(Reproductive health rights)
「性と生殖に関する健康と権利」と訳されています。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念で、女性がいつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由があること、安全で満足のいく性的関係を持つこと、安全な妊娠・出産ができること、子どもが健康に生まれ育つことを中心に権利としてとらえています。

*ジェンダー
23ページ参照

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利 (*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)についての概念は、平成6年（1994年）に開催された国際人口・開発会議において提唱されたもので、重要な人権の一つとして認識されています。これは、女性も男性も安全で満足のいく性生活を送り、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に育つことなどを意味し、また関連して思春期や更年期における健康上の問題が含まれています。この問題は、*ジェンダーによる男女の主従関係、意識などにより、男性が主導し、受け身の立場におかれる女性は、結果として望まない妊娠や性感染症など女性の健康と権利がおびやかされることを指摘しています。

また、今なお女性は子どもを産んで一人前という意識があり、こうした意識・考え方悩む女性もいます。さらに女性は、妊娠や出産する可能性があり、男性とは異なる健康上の問題もあります。しかし、まだこの権利について広く認識されていないのが現状です。今後は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツといわれる、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利とその考え方を、学校や地域における健康教育にこの新たな視点を導入する必要があります、生涯を通じた女性の健康を支援することが必要です。

一方、戸田蕨保健所管内的人工妊娠中絶の件数自体は、ほぼ横ばいの状態ですが、ここ数年、20歳未満の件数が増加しています。今後、若年層での性教育が重要であり、人間としての生き方、相互の性の尊重、エイズなどの性感染症の問題も含めて教育内容を充実していくことが必要です。

また、女性の更年期障害は、老親の介護時期と重なり、病状が改善されないという状況があります。骨粗鬆症、高齢期の性などそれぞれのライフステージに応じた保健対策が必要です。さらに、エイズ・薬物乱用・アルコール依存症など健康をおびやかす問題についての対策を進める必要があります。

施 策

1 ライフステージにあわせた健康づくり

(1) 思春期における保健対策

思春期における保健対策を進めます。

第3部 計画の内容

性に関する意識と実態調査の実施	学校教育課 保健体育課
性教育研修会の実施	
指導資料の作成と活用	
思春期学級及び相談業務の開設	保健センター
性教育の推進	保健センター
思春期の保健対策	学校教育課 保健体育課
児童相談体制の充実	福祉・児童センター
教育相談の充実	学校教育課

(2) 妊娠・出産期における健康づくり支援

妊娠・出産期における女性の健康を支援します。

妊娠・出産期における健康支援	保健センター
乳幼児健診及び訪問指導	
働く女性の母性保護制度の啓発	企画財政室 商工生活課
母子健康手帳の交付と妊産婦相談	
母性保健学級の開催	保健センター

(3) 成人期・高齢期における健康づくり支援

成人期、高齢期における健康づくりを進めます。

成人・高齢期（骨粗鬆症・更年期障害、乳がん、子宮がん、生活習慣病）各種検診、健康診査の充実	保健センター
基本健康診査の充実	
性の悩み等の相談窓口	
各種がん検診の充実	
各種健診結果の説明会の開催	
健康教育の充実	
男性特有の健康管理の研究・情報提供	
電話相談の充実	
健康まつり等健康講座事業等の充実	保健センター 公民館 老人介護支援センター 保険年金課
スポーツ・レクリエーション行事等の充実	保健体育課
スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供	体育館
スポーツ・レクリエーション指導者の育成	保健体育課
スポーツ施設の整備	道路公園課 保健体育課

(4) 健康をおびやかす問題についての対策

エイズや性感染症に関する知識の普及や対策、薬物乱用の対策を進めます。

薬物乱用防止啓発活動の推進	生涯学習課
薬物乱用の対策と正しい知識の普及	保健センター
エイズや性感染症に関する知識の普及・啓発と対策	

2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性の性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広めます。

教職員研修	学校教育課
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発や情報提供	企画財政室 保健センター
医療保健従事者への研修	保健センター 市立病院
地域のなかでの健康教育の充実	保健センター
性の尊重の意識を育てる啓発・普及活動の実施	企画財政室 学校教育課 公民館



▲小学校での男女平等教育

課題3 国際協力・国際交流の推進

現状と課題

女性の地位向上を目指す運動は、国際連合を中心に展開され、昭和50年（1975年）「国際婦人年」以来、各国が連携して取り組んできました。これからも引き続き国際的な動きを取り入れるとともに、世界の女性の問題にも目を向けていくことが求められています。

国際化が進むなかで、本市の外国人登録者数は、平成9年以降緩やかな伸びを示し、平成15年3月末には2,374人で、総人口に占める外国人比率は3.3%と近隣市に比べても高くなっています。

現在、日本語ボランティアによる在住外国人への日本語指導が行われています。またアメリカ合衆国エルドラド郡と姉妹都市を、ドイツ連邦共和国のリンデン市と友好都市を結び、市民団体中心に交流活動を続けています。

今後も身近なところから国際理解、交流を進め、活動への支援などを通じ、国際的視野に立った男女共同参画への推進が必要です。また、外国人にとつても暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。さらに真に男女平等社会を実現するためには、引き続き平和行政を進めていく必要があります。

施 策

1 国際的視野に立った男女共同参画の推進

（1）情報の収集

男女共同参画は国際的な動きと連携し、進めていくために国際的視野に立った男女共同参画情報を収集し、提供します。

国際的視野に立った男女共同参画情報の収集、提供	企画財政室
-------------------------	-------

（2）国際理解の推進

市民が行う国際交流活動の支援や外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

相互訪問事業の充実	秘書広報課
国際交流事業の情報の提供	
文化活動事業への助成	生涯学習課
国際理解教育の推進	学校教育課 公民館
中学生国際交流事業の充実	学校教育課
外国人が暮らしやすいまちづくりの推進	秘書広報課 市民課 公民館

2 平和行政の推進

(1) 平和行政の推進

平和の大切さについて啓発します。

平和への啓発事業の実施	秘書広報課 総務課 公民館 図書館 歴史民俗資料館
テレビ広報「ハローわらび」で平和特集番組を放送	秘書広報課
懸垂幕の掲出	総務課



▲中学生国際交流事業／オーストラリア老人福祉施設での交流

第3章 男女共同参画の条件整備

課題1 家庭生活と職業生活・地域活動の両立支援

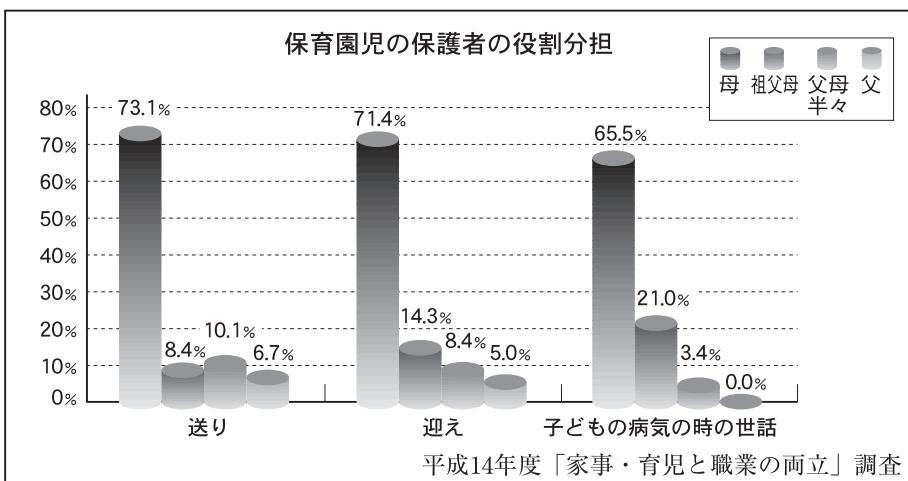
現状と課題

家族みんなで家事を分担し、地域や社会の支援を受けながら子育てや介護を担い、家庭生活と両立しながら仕事や地域活動の分野で男女がともに能力を発揮できることが、男女共同参画社会です。しかし、女性の育児休業の取得割合は64%であるのに対し、男性の取得率は0.33%（平成14年度女性雇用管理基本調査）と極めて低い状況が示すように、女性が育児や介護、家事の多くを担っているのが現実です。

平成14年保育園児の保護者を対象にした「家事・育児と職業の両立」調査においても妻の働き方は常勤的な就労をしながらも、育児の負担は大きいという結果が示されました。

また市民のライフスタイルや労働形態が多様化するとともに、核家族化の進展やひとり親家庭の増加などにより、保育に加え、育児の不安や親子の孤立を解消する様々な取り組みが求められています。

男女がともに参画して家庭生活と職業生活・地域活動での充実を図るには、就業の継続を願う女性が働き続けられる環境整備、男性が家庭生活や地域活動に参加しやすいような就業のあり方が整うことが必要です。また、男女が相互に協力し、家庭生活、職業生活や地域活動にともに参画できるような社会支援も必要です。



施 策

1 子育てしやすい環境づくり

(1) 保育サービスの充実

仕事や地域活動と両立しながら安心して子どもを産み育てられるように、多様な保育サービスを充実します。

保育事業の充実 延長保育、0歳児保育、障害児の受入などの充実	児童福祉課
駅前保育サービスの整備	
一時保育所の充実	
留守家庭児童指導室の充実	
家庭保育室への支援	

(2) 地域の子育て環境の支援

児童館の充実や子育てネットワークへの支援など地域の子育て環境の充実を図ります。

働く母親と専業主婦との交流の開催支援	企画財政室 福祉・児童センター 児童館 公民館
地域で子どもを育てる意識の啓発	生涯学習課
子育てネットワークの支援	児童福祉課 福祉・児童センター 地域子育て支援センター 保健センター 公民館
児童館の充実	福祉・児童センター 児童館
地域子育て支援センターの整備	児童福祉課
※ファミリーサポートセンター機能の整備	福祉・児童センター
子育て支援のできる公園の充実	道路公園課

(3) 子育て支援の充実

核家族化が進むなかで、各種子育て支援制度の充実をはかり、子育て機能を高めよりよい環境づくりをおこないます。

各種子育て支援制度のPR	児童福祉課
児童手当、乳児医療等の充実	
民間家賃補助制度などひとり親への支援	
子育てアンケート 女性の就業と子育ての意識調査の実施	企画財政室 児童福祉課
家庭教育への支援、情報の提供	公民館

※ファミリーサポートセンター
育児・介護について、援助を受けたい人（依頼人）と行いたい人（支援人）が会員となり、相互に助け合う制度で、仕事と育児・介護を両立できる社会環境を目指します。厚生労働省が市区町村への補助事業として、実施しています。

*母性神話の払拭・啓発	企画財政室 公民館
託児付き学級・講座等の充実（再掲）	生涯学習課 公民館
相談窓口の充実	児童福祉課 保健センター
休日診療体制の充実	
両親学級の充実／両親学級の父親参加者の倍増、*父子手帳の研究	保健センター
電話相談の充実	
乳幼児健診及び訪問指導	

*母性神話

母性神話とは、「女性には子どもを育てようとする本能が生まれつき備わっているため、母親の手で育てるのが望ましい」とする考え方をいいます。三歳児神話と合わせて、女性の生き方を狭める原因となっています。

*父子手帳

父親が育児に参加しやすいよう、育児に必要な知識や、母性に対する理解を深められるような内容の小冊子で、各自治体に作成が広がりつつあります。

2 家庭生活と職業生活の両立支援

（1）両立ライフへの職場改革

男女が育児や介護などと両立し、働き続けられるように「育児・介護休業法」などの周知や啓発を進めます。

*ファミリーフレンドリー企業の周知	企画財政室 商工生活課
父親の出産休暇や育児休業取得、育児・介護休業制度等の啓発	
労働時間短縮等についての啓発	

*ファミリーフレンドリー企業
26ページ参照

（2）家庭生活における男女共同参画の意識啓発

子育てなどの家庭生活は、男女でともに担うように啓発を進めます。

家庭教育学級の充実	公民館
学生の子育て体験・男女共同参画の担い手として子育て体験ボランティアなどの場を提供	児童福祉課 保育園 公民館
両親学級の充実	保健センター

（3）男性の子育て参画促進

父親の子育て参画を進める機会を充実します。

学校教育の中での父親参加の推進	学校教育課
父親が参加できる親子事業の実施	福祉・児童センター 児童館 保健センター 生涯学習課 公民館他社会教育施設
父親参画の機会の提供、意識啓発	企画財政室
男性の家事や子育てへの参加を促す学級講座や事業の開催	保育園 公民館

3 男女共同参画地域への支援

(1) 地域活動への参画促進

地域推進員制度などを設け、男女共同参画の地域づくりが進むように取り組みます。

男女共同参画地域推進員の委嘱・活動支援	企画財政室
男女共同参画地域についてのアピール	
女性リーダー同士の交流、ネットワークへの支援	
男性の地域のネットワークづくり支援	公民館
男性向け学習講座の充実	公民館 企画財政室
生涯学習指導者の養成	
生涯学習人材バンクの充実	生涯学習課

(2) 活動拠点の充実

学習機会や情報提供など男女共同参画の事業が進むように拠点施設となる機能を整備します。

コミュニティ施設の充実	自治振興課 コミュニティセンター
男女共同参画推進を含む総合的な市民活動センター機能の整備	企画財政室
社会教育施設の整備	生涯学習課 公民館他

(3) 市民活動への支援

男女共同参画を進める市民活動の支援をおこないます。

コミュニティ活動の推進	自治振興課 コミュニティセンター
市民活動に関する学習機会・情報の提供	企画財政室
男性の地域参加、地域の男女共同参画の推進 男女共同参画を支えるNPOなどの支援	公民館
生涯学習まちづくり出前講座の充実	生涯学習課
NPOやボランティア活動への参加促進のための環境整備	企画財政室 生涯学習課
ボランティアの育成	公民館
青少年団体リーダー研修会	生涯学習課
ボランティア教育の推進	学校教育課
社会福祉協議会への支援	福祉総務課

課題2 高齢者等の生活環境の整備と支援

現状と課題

本市の65歳以上の高齢者が人口に占める割合（高齢化率）は、16.6%（平成15年4月1日現在）と全国値よりは低いものの、近隣市に比べると高いものとなっています。65歳以上の人口比では約6割が女性であり、高齢になるにつれて女性の比率が増し、80歳以上では男性1人に対し、女性は2人の割合になっています。そのため、65歳以上の人口のうち、1割以上が単身世帯ですが、女性の割合が必然的に高くなっています。特に70歳以上になると4人のうち3人が女性となっています。

また、介護を必要とする高齢者の数も、年々増加の一途を辿っており、高齢者人口の増加とともに、本市における高齢者を取り巻く状況は、将来、さらに厳しいものとなることが予想されています。

女性が子育てや家事労働においてその役割を担う場面が多いのと同様に、家庭内の高齢者の介護も女性がその大部分を担っているという事実があります。介護の問題に留まらず、高齢者の健康促進、充実した生活を支援する等、高齢者問題を解決することは、女性の問題を解決することと密接な関係があります。高齢者が個人として尊重され地域や家庭の中で安心して、その人らしい質の高い生活を送れるよう「老人保健福祉計画」、「介護保険事業計画」に基づき、介護予防、健康や生きがいづくりに取り組んでいく必要があります。

さらに、高齢者問題に限らず、*ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人や妊娠している女性等、日常生活に制約を受けがちな方々が、固定的な見方や偏見にとらわれず、その能力や意欲を發揮しながら、社会を支える重要な一員として充実した生活ができるよう、支援を進める必要があります。

*ノーマライゼーション
(Normalization)
障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人たちが特別視されることなく、あるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受し、生活し、活動することが当然であり、社会の本当の姿であるとの考えを指します。

施 策

1 高齢者への支援

（1）健康で生きがいのある生活への支援

健康で生きがいのある充実した生活がおくれるよう、高齢者への支援を進めます。また地域における見守り体制の充実を図ります。

介護予防の推進と支援	介護保険室 保健センター 老人介護支援センター 公民館
健康と生きがいづくりの支援	介護保険室 保健センター 公民館
生活基盤の安定	介護保険室
地域における見守り体制の充実	介護保険室 老人介護支援センター

(2) 介護サービスの充実

介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の適正な運営や総合的な介護サービスの基盤を強化します。

介護保険制度の適正な運営	介護保険室
総合的な介護サービス基盤の整備	老人介護支援センター
痴ほう性高齢者への支援	介護保険室 保健センター

2 障害のある人への支援

(1) 社会参加への支援

障害のある人が充実した生活をすごせるように、社会参加の支援をおこないます。

就労機会の拡大	福祉総務課 総合社会福祉センター
地域活動への参加促進	
地域生活への支援	
人材の養成・確保	

(2) バリアの解消

障害のある人もない人も、地域でともに暮らしていくことがあたりまえである「*ノーマライゼーション」の理念を広め、「蕨市福祉環境整備要綱」に基づいて*バリアフリーの視点にたったまちづくりを進めます。

心のバリアフリー化の推進	自治振興課 学校教育課
生活環境のバリアフリー化の推進	福祉総務課 建築課 道路公園課 まちづくり推進室

*ノーマライゼーション
42ページ参照

*バリアフリー
公共の建物や個人の住宅において、段差の解消や手すりの設置などを通じて、生活上のバリア（障壁）を取り除くこと。また、ハード面だけでなく、障害のある人もない人もお互いに理解し、交流することも含まれています。

第4章 計画の推進

課題1 計画の推進

現状と課題

蕨市では、前計画の「男女平等行動計画パートナーシッププラン185」策定に携わった市民や団体を中心に構成している「男女平等推進市民会議」と、府内の男女共同参画施策を扱う課の長を中心とした「男女平等行政推進会議」が、これまで男女平等を推進する組織として主体的に取り組んできました。特に市民会議では、「男女共同参画市民フォーラム」を毎年開催し、市民の立場で共同参画を地域に投げかけ続け、その活動は、市民に根付いたものとなっています。また行政推進会議でも「男女平等行動計画」の進捗を把握し、事業推進に努めています。

さらに、男女共同参画を進めるよりどころとして、平成15年3月25日に「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」が成立し、6月1日から施行しました。

社会のあらゆる分野に男女共同参画を作りあげるには、市民、事業者、教育機関など様々な団体と連携、協力して取り組んでいくことが必要です。特に平成15年に中央地区を男女共同参画推進地域に指定し、学習会や調査を実施していますが、今後はその活動を他地域に波及し広めていくことが求められています。

そこで、市は、それぞれの団体が主体的に取り組んで推進していくことができるよう体制の整備を図り、市民の自主的な活動への支援を行います。

市役所にあっても、男女共同参画のモデルとなる事業所を目指し、実践を行います。また情報の提供や進捗状況の公表などに努め、本計画を推進します。

施 策

- 1、市は、男女共同参画の施策を全庁的に推進するために男女平等行政推進会議や担当する組織体制を充実し、計画を推し進めています。
- 2、市は、男女共同参画に関わる基本的、総合的な施策について調査や審議を行い、市長に意見を述べる男女共同参画推進委員会を充実します。
- 3、市は、推進状況などの市の情報、県や国の取組みを広報紙や啓発紙、インターネットなどにより積極的に提供します。
- 4、市は、男女共同参画を進めるための地域推進員制度を設け、固定的性別役割分担意識を見直しできるように、教育・啓発活動を積極的に進めます。

*ユニバーサルデザイン
(Universal design)

障害の有無や年齢、性別、言語の違いなどの区別なしにすべての人に使いやすいように考えられた、製品、建物、環境、情報などのデザインをしています。

*ジェンダーフリー
23ページ参照

*オンブズパーソン

行政の施策等への苦情や人権侵害などの申し出を処理したり、行政活動の監視などを行う機関。埼玉県では独自の男女共同参画苦情処理機関があり、県の施策の他、私人間の事案も受け付けています。

- 5、市は、市民や事業所などが主体的に男女共同参画を進めていくことができるよう活動の支援を行います。
- 6、市は、計画の進捗管理を実施し、評価、公開を行います。
- 7、市は、公共施設の建築改修にあたっては、*ユニバーサルデザインや*ジェンダーフリーを視点におき、改築を行います。また、市民が主体となって活動する男女共同参画を進めるための市民活動センターの整備を行います。
- 8、市民主体の*オンブズパーソン制度を設けます。
- 9、市は、職員研修などを積極的に行い、男性市職員の育児休業取得を高め、管理職へ女性登用を進めるなど男女共同参画のモデル事業所を目指します。

目標と推進体制

男女が平等で共に参画するまち

